

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

規 則

- 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
..... (出納局総務課) 1
- 北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課) 4

訓 令

- 北海道公印規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 4

規

則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第45号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第15条中「吏員」を「職員」に改める。

第17条を削る。

別記第1号様式（裏面）中

「あるときは、その端数金額又はその全額については納める必要がありません。」を

「あるときは、その端数金額又はその全額については納める必要がありません。

3 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

4 この処分について不服がある場合には、3の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日

の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 この処分については、3の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

同様式（裏面）末尾欄外注の事項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

別記第4号様式その1末尾欄外注の事項の前に注意の事項として次のように加える。

注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式その2末尾欄外注の事項の前に注意の事項として次のように加える。

に改め、

- 注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 別記第5号様式末尾欄外注の事項の前に注意の事項として次のように加える。
- 注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定

- （裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 別記第6号様式末尾欄外注の事項の前に注意の事項として次のように加える。
- 注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 別記第10号様式の末尾欄外に注意の事項として次のように加える。
- 注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でな

ければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その1末尾欄外注の事項の前に注意の事項として次のように加える。

注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その2末尾欄外注の事項の前に注意の事項として次のように加える。

注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地

方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第16号様式末尾欄外注の事項の前に注意の事項として次のように加える。

注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第18号様式の末尾欄外に注意の事項として次のように加える。

- 注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第23号様式中「平成」を削り、同様式の末尾欄外に注意の事項として次のように加える。

- 注意1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。
- 2 1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）についてさらに不服がある場合には、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に審査請求（再審査請求）をすることができます。
- 3 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立て（審査請求）又は2による審査請求（再審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）又は審査請求（再審査請求）に対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日か

ら起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。
別記建設工事請負標準契約書式第31条第3項中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、同書式第46条の2第1項及び第2項中「10分の1」を「10分の2」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。ただし、別記建設工事請負標準契約書式第31条第3項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道建設工事執行規則別記建設工事請負標準契約書式第46条の2第1項及び第2項の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

訓

令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公印規程の一部を改正する訓令
北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号エを削り、同号中オをエとし、カをオとし、同号キ中「オ又はカ」を「エ又はオ」に改め、同号中キをカとし、同条第4号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 出先機関の長の所管に属する出先機関（以下「下級出先機関」という。）の長が当該下級出先機関を所管する出先機関（以下「上級出先機関」という。）の長の権限に属する事務を専決することができる場合において、当該下級出先機関に備え置いて、当該専決事務に係る文書（次号の文書を除く。）に専用する当該上級出先機関の長の職印

第2条第5号に次のように加える。

ウ 下級出先機関に備え置く上級出先機関の庁印又は上級出先機関の長の職印

第3条第1項前段中「出先機関」の次に「（下級出先機関に上級出先機関の庁印を備え置く場合にあっては、当該上級出先機関）」を加え、「第2条第3号」を「前条第3号」に改め、「職名」の次に「（出先機関の長の職名であって、下級出先機関に上級出先機関の長の職印を備え置く場合にあっては、当該上級出先機関の長の職名）」を加え、「明りょうな」を「明瞭な」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項のほか、別表第1の左欄及び中欄に掲げる区分に該当する公印にあっては、同表のこれらの欄の区分に応じ、同表の右欄に定める文字を加えて彫刻するものとする。

第4条中「別表」を「別表第2」に改める。

第7条第1項第2号中「一般専用公印たる」を「一般専用公印である」に、「特殊専用公印たる」を「特殊専用公印である」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 本庁の部長印 代表課等の課長又は参事

(4) 出納局長印 出納局総務課長

第7条第1項第5号中「次号」の次に「及び第7号」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 一般専用公印である下級出先機関に備え置く上級出先機関の長の印及び出先機関の地方機関に備え置く当該出先機関の長の印 当該公印を備え置く下級出先機関又は出先機関の地方機関の長

第7条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特殊専用公印である下級出先機関に備え置く上級出先機関の印及び上級出先機関の長の印並びに出先機関の地方機関に備え置く当該出先機関の印及び当該出先機関の長の印

当該公印を備え置く下級出先機関又は出先機関の地方機関の長

第7条第2項中「一般専用公印たる」を「一般専用公印である」に改め、同条第5項中「前項の」を「第5項の」に、「特殊専用公印たる」を「特殊専用公印である」に、「前項中」を「同項中」に、「出先機関の長」を「当該出先機関の長」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「特殊専用公印たる」を「特殊専用公印である」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定は、下級出先機関の長が特殊専用公印である上級出先機関の印又は上級出先機関の長の印を作成し、又は改刻しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「本庁の課長又は出先機関の長」とあるのは「下級出先機関の長」と、「法制文書課長」とあるのは「当該上級出先機関の長」と読み替えるものとする。

第7条第3項中「一般専用公印たる」を「一般専用公印である」に、「当該機関」を「当該地方機関」に、「出先機関の長に」を「当該出先機関の長に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 下級出先機関の長は、一般専用公印である上級出先機関の長の印を作成し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ、当該公印に彫刻する当該下級出先機関の名称を略称する文字について、当該上級出先機関の長に協議しなければならない。

第8条第1項中「、出納長印」を削る。

第9条第4項中「第8条」を「前条」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表中

副知事印	方	30
出納長印	方	27

を

「

副知事印	方	30
------	---	----

」に改め、同表

備考中「第2条第3号キ」を「第2条第3号カ」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

公 印 の 種 類		公印管理責任者の人数	彫 刻 す る 文 字		
一般専用公印及び特殊専用公印以外の公印	出先機関の庁印又は出先機関の長の職印	2人以上			公印管理責任者が所属する課等の名称を略称する文字

一般専用公印	出先機関に備え置く知事又は知事職務代理者の職印	1人	出先機関の名称を略称する文字		
		2人以上	出先機関の名称を略称する文字		公印管理責任者が所属する課等の名称を略称する文字
	下級出先機関に備え置く上級出先機関の長の職印	1人	下級出先機関の名称を略称する文字		
		2人以上	下級出先機関の名称を略称する文字		公印管理責任者が所属する課等の名称を略称する文字
	出先機関の地方機関に備え置く知事又は知事職務代理者の職印	1人	出先機関の地方機関の名称を略称する文字		
	出先機関の地方機関に備え置く当該出先機関の長の職印	1人	出先機関の地方機関の名称を略称する文字		
特殊専用公印	本庁の課に備え置く道の庁印又は知事若しくは知事職務代理者の職印	1人		その専用する用途を表示する文字	
	出先機関に備え置く道の庁印又は知事若しくは知事職務代理者の職印	1人	出先機関の名称を略称する文字	その専用する用途を表示する文字	
		2人以上	出先機関の名称を略称する文字	その専用する用途を表示する文字	公印管理責任者が所属する課等の名称を略称する文字
	出先機関に備え置く当該出先機関の庁印又は当該出先機関の長の職印	1人		その専用する用途を表示する文字	
		2人以上		その専用する用途を表示する文字	公印管理責任者が所属する課等の名称を略称する文字
	下級出先機関に備え置く上級出先機関の庁印又は上級出先機関の長の職印	1人	下級出先機関の名称を略称する文字	その専用する用途を表示する文字	
		2人以上	下級出先機関の名称を略称する文字	その専用する用途を表示する文字	公印管理責任者が所属する課等の名称を略称する文字
	出先機関の地方機関に備え置く当該出先機関の庁印又は当該出先機関の長の職印	1人	出先機関の地方機関の名称を略称する文字	その専用する用途を表示する文字	

備考 特殊専用公印以外の公印のうち2人以上の公印管理責任者が置かれている公印にあっては、別に定める公印管理責任者以外の公印管理責任者が管理する公印にのみ公印管理責任者が所属する課等の名称を略称する文字を加えて彫刻するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道公印規程の規定に基づいて作成されている公印がある場合においては、この訓令による改正後の北海道公印規程（以下「改正後の訓令」という。）の規定にかかわらず、改正後の訓令の規定に基づいて改刻さ

れるまでの間、使用することを妨げない。